

議案第 29 号

特別区道路線の認定

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 21 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、本案を提出する。

特別区道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、特別区道路線を次のように認定する。

整理番号	起 終 点	備 考
R 4 - 2	世田谷区八幡山三丁目 2 1 7 番 2 の内から 1 1 1 番 1 の内まで	八幡山三丁目 3 7 番
R 4 - 3	世田谷区八幡山三丁目 5 0 番 1 の内	八幡山三丁目 3 7 番 から 3 8 番まで
R 4 - 4	世田谷区 八幡山三丁目 1 4 7 番 5 の内から 粕谷二丁目 7 番 8 の内まで	八幡山三丁目 3 7 番

(参考)

番号	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	面 積 (平方メートル)	道路の現況
1	5 5 8 . 7 4	9 . 0 0 から 1 1 . 9 8 まで	5 1 5 0 . 8 5	未整備 一部仮整備
2	9 3 . 1 3	6 . 0 0	5 6 1 . 3 4	未整備
3	6 4 . 1 5	8 . 1 2 から 1 1 . 9 3 まで	5 9 4 . 4 0	未整備 一部仮整備

(参考)

案内図

—— 新たに認定する特別区道路線 (区域決定)

街区 八幡山三丁目37番、38番

